

○ 芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則

平成27年12月28日  
規則第57号

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年芦屋市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1に規定する事務)

第2条 条例別表第1に規定する規則で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事務とする。

(条例別表第2に規定する事務及び特定個人情報)

第3条 条例別表第2に規定する規則で定める事務は、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、条例別表第2の規則で定める特定個人情報は、別表第2の中欄に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる特定個人情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分	事務
1 条例別表第1の1の項の規則で定める事務	(1) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号の乳幼児等及び子どもの医療費助成における受給資格に関する事務及び医療費の助成に関する事務 (2) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号の高齢期移行者の医療費助成における受給資格に関する事務及び医療費の助成に関する事務 (3) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第3号及び第4号の障害者及び高齢障害者の医療費助成における受給資格に関する事務及び医療費の助成に関する

	事務 (4) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第5号の母子家庭等の医療費助成における受給資格に関する事務及び医療費の助成に関する事務
2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務	(1) 生活保護法第19条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の実施に関する事務 (2) 生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の開始若しくは同条第9項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 生活保護法第25条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の措置の開始又は同条第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する職権による保護の措置の変更に関する事務 (4) 生活保護法第26条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置の停止又は廃止に関する事務 (5) 生活保護法第29条第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する資料の提供等の求めに関する事務 (6) 生活保護法第55条の4第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する就労自立給付金の支給の措置の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する進学準備給付金の支給の措置の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又

<p>はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(8) 生活保護法第63条の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に要する費用の返還に関する事務</p> <p>(9) 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に係る徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護の措置に係る徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>
--

別表第2(第3条関係)

区分	事務	特定個人情報
1 条例別表第2の1の項の規則で定める事務	(1) 地方税法第34条第1項第3号及び同法第314条の2第1項第3号に定める社会保険料の金額の所得控除の適用に関する事務	<p>(1) 納税義務者又は当該納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族(以下「納税義務者等」という。)に係る国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収金額に関する情報</p> <p>(2) 納税義務者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収金額に関する情報</p> <p>(3) 納税義務者等に係る介護保険法第129条第1項の保険料の徴収金額に関する情報</p>
	(2) 地方税法第24条の5第1項第1号及び同法第295条第1項第1号に掲げる者に対する非課税に	納税義務者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施,同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更,同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止

関する事務	若しくは廃止に関する情報(以下「生活保護実施関係情報」という。)
(3) 地方税法第323条,同法第367条の減免に関する事務	納税義務者に係る生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報のうち,生活保護実施関係情報に類する情報(以下「外国人生活保護実施関係情報」という。)
(4) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の督促,滞納処分その他の地方税の徴収に関する事務	<p>(1) 納税義務者等に係る国民健康保険法第76条第1項の保険料の賦課及び徴収金額に関する情報(以下「国民健康保険賦課徴収関係情報」という。)</p> <p>(2) 納税義務者等に係る高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項及び第2項の保険料の賦課及び徴収金額に関する情報(以下「後期高齢者医療保険賦課徴収関係情報」という。)</p> <p>(3) 納税義務者等に係る介護保険法第129条第1項及び第2項の保険料の賦課及び徴収金額に関する情報(以下「介護保険賦課徴収関係情報」という。)</p>
2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務	<p>(1) 国民健康保険法第76条第1項の保険料の徴収に関する事務</p> <p>(1) 納付義務者又は当該納付義務者と生計を一にする配偶者その他の親族(以下「納付義務者等」という。)に係る地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の課税標準の更正又は決定,税額の更正又は決定,納税の告知,督促,滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する情報(以下「地方税賦課徴収関</p>

		係情報」という ) (2) 納付義務者等に係る後期高齢者医療保険賦課徴収関係情報 (3) 納付義務者等に係る介護保険賦課徴収関係情報
	(2) 国民健康保険法第76条第1項の保険料の賦課及び保健事業に関する事務	(1) 納付義務者等に係る身体障害者福祉法第18条第2項の障害者支援施設等の入所に関する情報 (以下「障害者支援施設等関係情報」という。)  (2) 納付義務者等に係る生活保護実施等関係情報 (3) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報 (4) 納付義務者等に係る外国人生活保護実施等関係情報
	(3) 国民健康保険法による給付の支給に関する事務	納付義務者等に係る芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項各号の支給資格に関する情報 (以下「医療費助成支給資格等情報」という。 ) 及び同条例第5条第1項各号の助成の範囲に関する情報( 以下「医療費助成関係情報」という。)
3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務	(1) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第1項の保険料の徴収に関する事務	(1) 納付義務者等に係る地方税賦課徴収関係情報

		(2) 納付義務者等に係る国民健康保険賦課徴収関係情報 (3) 納付義務者等に係る介護保険賦課徴収関係情報
	(2) 高齢者の医療の確保に関する法律第104条第2項の保険料の賦課及び保健事業に関する事務	(1) 納付義務者等に係る障害者支援施設等関係情報 (2) 納付義務者等に係る生活保護実施等関係情報 (3) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報 (4) 納付義務者等に係る外国人生活保護実施等関係情報
	(3) 高齢者の医療の確保に関する法律第56条の後期高齢者医療給付の支給に関する事務	納付義務者等に係る医療費助成関係情報
4 条例別表第2の4の項の規則で定める事務	(1) 介護保険法第129条第1項の保険料の徴収に関する事務	(1) 納付義務者等に係る地方税賦課徴収関係情報 (2) 納付義務者等に係る国民健康保険賦課徴収関係情報 (3) 納付義務者等に係る後期高齢者医療保険賦課徴収関係情報
	(2) 介護保険法第129条第2項の保険料の賦課に	(1) 納付義務者等に係る障害者支援施設等関係情報 (2) 要保護者等に係る障害者の日常生活

	する事務	及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報 (3) 納付義務者等に係る外国人生活保護実施等関係情報
5 条例別表第2の5の項の規則で定める事務	(1) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第1号の受給資格に関する事務	(1) 受給者又は当該受給者と生計を一にする配偶者その他の親族等(以下「受給者等」という。)に係る地方税法の規定による個人の県民税及び市民税に関する情報(以下「個人市県民税関係情報」という。) (2) 受給者等に係る住民票に記載された住民基本台帳法第7条第4号に規定する情報(以下「住民票関係情報」という。) (3) 受給者等に係る医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付又は療養費の支給に関する情報(以下「医療保険給付等情報」という。) (4) 受給者等に係る国民健康保険, 健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被扶養者, 共済組合の組合員若しくは被扶養者, 私立学校教職員共済制度の加入者若しくは被扶養者の資格又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者の資格に関する情報(以下「医療保険被保険者等資格情報」という。) (5) 受給者等に係る身体障害者福祉法第

		15条第1項の身体障害者手帳の交付又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付に関する情報(以下「身体障害者手帳交付等関係情報」という。) (6) 受給者等に係る生活保護実施等関係情報 (7) 受給者等に係る外国人生活保護実施等関係情報 (8) 受給者等に係る医療費助成受給資格等情報
	(2) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第5条第1項第1号及び第8条に規定する医療費の助成事務	(1) 受給者等に係る医療保険給付等情報 (2) 受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報 (3) 受給者等に係る医療費助成関係情報
6 条例別表第2の6の項の規則で定める事務	(1) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第2号の受給資格に関する事務	(1) 受給者等に係る個人市県民税関係情報 (2) 受給者等に係る住民票関係情報 (3) 受給者等に係る医療保険給付等情報 (4) 受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報 (5) 受給者等に係る介護保険の被保険者の資格に関する情報 (6) 受給者等に係る身体障害者手帳交付等関係情報 (7) 受給者等に係る生活保護実施等関係

		<p>情報</p> <p>(8) 受給者等に係る外国人生活保護実施等関係情報</p> <p>(9) 受給者等に係る医療費助成受給資格等情報</p>
	(2) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第5条第1項第2号及び第8条に規定する医療費の助成事務	<p>(1) 受給者等に係る医療保険給付等情報</p> <p>(2) 受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報</p> <p>(3) 受給者等に係る医療費助成関係情報</p>
7 条例別表第2の7の項の規則で定める事務	(1) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第3号及び第4号の受給資格に関する事務	<p>(1) 受給者等に係る個人市県民税関係情報</p> <p>(2) 受給者等に係る住民票関係情報</p> <p>(3) 受給者等に係る医療保険給付等情報</p> <p>(4) 受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報</p> <p>(5) 受給者等に係る身体障害者手帳交付等関係情報</p> <p>(6) 受給者等に係る生活保護実施等関係情報</p> <p>(7) 受給者等に係る外国人生活保護実施等関係情報</p> <p>(8) 受給者等に係る医療費助成受給資格等情報</p>
	(2) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第5条第1項第3号及び4	<p>(1) 受給者等に係る医療保険給付等情報</p> <p>(2) 受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報</p> <p>(3) 受給者等に係る医療費助成関係情報</p>

	号並びに第8条に規定する医療費の助成事務	
8 条例別表第2の8の項の規則で定める事務	(1) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第3条第1項第5号の受給資格に関する事務	<p>(1) 受給者等に係る個人市県民税関係情報</p> <p>(2) 受給者等に係る住民票関係情報</p> <p>(3) 受給者等に係る医療保険給付等情報</p> <p>(4) 受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報</p> <p>(5) 受給者等に係る身体障害者手帳交付等関係情報</p> <p>(6) 受給者等に係る生活保護実施等関係情報</p> <p>(7) 受給者等に係る外国人生活保護実施等関係情報</p> <p>(8) 受給者等に係る医療費助成受給資格等情報</p>
	(2) 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例第5条第1項第5号及び第8条に規定する医療費の助成事務	<p>(1) 受給者等に係る医療保険給付等情報</p> <p>(2) 受給者等に係る医療保険被保険者等資格情報</p> <p>(3) 受給者等に係る医療費助成関係情報</p>
9 条例別表第2の9の項の規則で定める事務	(1) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第19条第1項の規定に準じた保護	(1) 生活保護法第6条第2項の要保護者若しくは同条第1項の被保護者であった者(以下この号において「要保護者等」という。)に係る個人市県民税関係情報

	<p>の実施に関する事務</p>	<p>(2) 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付，同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(4) 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>(5) 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当，同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(8) 要保護者等に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 要保護者等に係る児童手当法第8条</p>
--	------------------	---

	<p>第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報</p> <p>(10) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
<p>(2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じた保護の開始又は同条第9項の規定に準じた保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p>	<p>(1) 要保護者等に係る個人市県民税関係情報</p> <p>(2) 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付，同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(4) 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>(5) 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児</p>

	<p>福祉手当，同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(8) 要保護者等に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 要保護者等に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報</p> <p>(10) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
(3) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第25条第1項の規定に準じた職権による保護の開始又は同条第2項の規定に準じた職権による保護の変更に関する事務	<p>(1) 要保護者等に係る個人市県民税関係情報</p> <p>(2) 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付，同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(4) 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>(5) 要保護者等に係る児童扶養手当法第</p>

	<p>4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当，同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(8) 要保護者等に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 要保護者等に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報</p> <p>(10) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
(4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第26条の規定に準じた保護の停止	<p>(1) 要保護者等に係る個人市県民税関係情報</p> <p>(2) 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p>

<p>又は廃止に関する事務</p>	<p>(3) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(4) 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>(5) 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(8) 要保護者等に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 要保護者等に係る児童手当法第8条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報</p> <p>(10) 要保護者等に係る障害者の日常生</p>
-------------------	---

<p>(5) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第29条第1項の規定に準じた資料の提供等の求めに関する事務</p>	<p>活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p> <p>(1) 要保護者等に係る個人市県民税関係情報</p> <p>(2) 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(4) 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>(5) 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(8) 要保護者等に係る母子保健法第20条</p>
---	---



	<p>第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 要保護者等に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報</p> <p>(10) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
(6) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の4第1項の規定に準じた就労自立給付金の支給の措置の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	<p>(1) 要保護者等に係る個人市県民税関係情報</p> <p>(2) 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(4) 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>(5) 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報</p>

	<p>む。）の給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当、同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(8) 要保護者等に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 要保護者等に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報</p> <p>(10) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
(7) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第55条の5第1項の規定に準じた進学準備給付金の支給の措置の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又	<p>(1) 要保護者等に係る個人市県民税関係情報</p> <p>(2) 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(4) 要保護者等に係る生活保護実施関係</p>

<p>はその申請に対する応答に関する事務</p>	<p>情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>(5) 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当,同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(8) 要保護者等に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 要保護者等に係る児童手当法第8条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の支給に関する情報</p> <p>(10) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
<p>(8) 生活に困窮する外国人に対す</p>	<p>(1) 要保護者等に係る個人市県民税関係情報</p>

<p>る生活保護法第63条の規定に準じた保護に要する費用の返還に関する事務</p>	<p>(2) 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付,同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(4) 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>(5) 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当,同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(8) 要保護者等に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 要保護者等に係る児童手当法第8条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又</p>
---	--

	<p>は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報</p> <p>(10) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
<p>(9) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの規定に準じた徴収金の徴収(同法第78条の2第1項又は第2項の規定に準じた徴収金の徴収を含む。)に関する事務</p>	<p>(1) 要保護者等に係る個人市県民税関係情報</p> <p>(2) 要保護者等に係る国民健康保険法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の支給に関する情報</p> <p>(3) 要保護者等に係る介護保険法第18条第1号の介護給付，同条第2号の予防給付又は同条第3号の市町村特別給付の支給に関する情報</p> <p>(4) 要保護者等に係る生活保護実施関係情報又は生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>(5) 要保護者等に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報</p> <p>(6) 要保護者等に係る母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条(同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給に関する情報</p> <p>(7) 要保護者等に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当，同法第26条の2の特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正</p>

	<p>する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> <p>(8) 要保護者等に係る母子保健法第20条第1項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報</p> <p>(9) 要保護者等に係る児童手当法第8条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付（同法附則第2条第1項の給付をいう。）の支給に関する情報</p> <p>(10) 要保護者等に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する情報</p>
--	---